

苫小牧市障害者計画

(概要版)

ともに創るやさしい苫小牧
—自立を応援する福祉のまちづくり—

(計画期間：平成19年度～平成23年度)



平成19年3月

苫小牧市

はじめに

苫小牧市は、平成9年に策定した「苫小牧市障害者福祉計画」に基づき、その基本理念である「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」の実現に向けて、各種の障害者施策に取り組んでまいりました。

一方、国の障害者施策は、昨年4月に施行された障害者自立支援法により、従来の支援費制度の対象者に、新たに精神障害者を加え、身体、知的、精神という障害の種別にかかわらず、共通の制度のもとで、必要とするサービスを利用できる仕組みとなり、障害のある人が持っている能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を行えるよう、支援する制度となりました。

平成19年度からスタートする苫小牧市の新しい障害者計画は、「ともに創るやさしい苫小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念として掲げました。

これを実現するため、「自己実現を応援するまちづくり」「暮らし続けられるまちづくり」「バリアフリーのまちづくり」の3つの基本方針のもと取り組むべき施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画として「苫小牧市障害福祉計画」を併せて策定しております。

終わりに、計画の策定にあたり、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会委員の皆様をはじめ、障害者関係団体、アンケート調査にご協力いただいた方など、多くの市民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成19年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

「障害」の表記方法について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「障害」を「障がい」と表記する自治体が増えており、北海道においても平成18年2月から保健福祉部の範囲で、ひらがな表記を試行的に実施しています。

本市では、障害者計画の策定にあたり、障害者アンケートを実施するとともに、計画検討懇話会や障害者関係団体の意見もお聞きしました。懇話会では「ひらがな表記」という意見が示され、アンケート結果では「変更の必要がない」とする回答が6割以上に上り、障害者団体からは「表記の変更よりも施策の充実を」、「ひらがな表記自体に抵抗がある」などの意見が出されました。

これらを踏まえ、本市としては、「障害」の表記方法については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり、漢字表記とすることとしました。なお、今後とも、国や道の動向に注視しながら、社会情勢や障害のある人の考え方の変化の状況などを捉えて、適切に対応していきます。

基本方針

基本理念

本市は今後、前計画「苫小牧市障害者福祉計画」の基本理念を引き継ぎ、自立支援の充実に努めるとともに、市民一人ひとり、地域団体、事業者等、すべての主体の参画を促すなど、ともに生きるやさしいまちづくりを進めるため、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

ともに創るやさしい苫小牧
～自立を応援する福祉のまちづくり～

この基本理念のもと、人も街もやさしいまち、障害がある人も安心して自立した暮らしができる苫小牧市をめざします。

基本方針

次の基本方針のもと施策に取り組んでまいります。

1 自己実現を応援するまちづくり

教育・育成の充実、就労機会の拡大、地域活動への参加促進など、自己実現を応援するまちづくりを進めます。

2 暮らし続けられるまちづくり

利用者本位の考え方に立って保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、サービス利用を支援する仕組みづくりを行うなど、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。

3 バリアフリーのまちづくり

差別・偏見の解消、情報・コミュニケーション手段の充実、安心・安全な生活環境の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。

計画の策定にあたって

計画の目的

障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

計画の性格

- 1 障害者基本法に基づく計画で、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。
- 2 「苫小牧市総合計画」をはじめ、国・道の上位・関連計画等と整合した計画です。
- 3 住民や関係団体、事業者などが、自主的かつ積極的な活動を行うための指針です。
- 4 この計画の主管は、社会福祉課とし、関係機関と十分な調整を図り推進するものです。

計画づくりの4つの視点

- 1 利用者本位のサービス提供を基本とする計画
- 2 障害者の自己実現を支援する計画
- 3 共に生きる地域づくり計画
- 4 総合的かつ効果的な施策を推進する計画

計画の期間

計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間です。

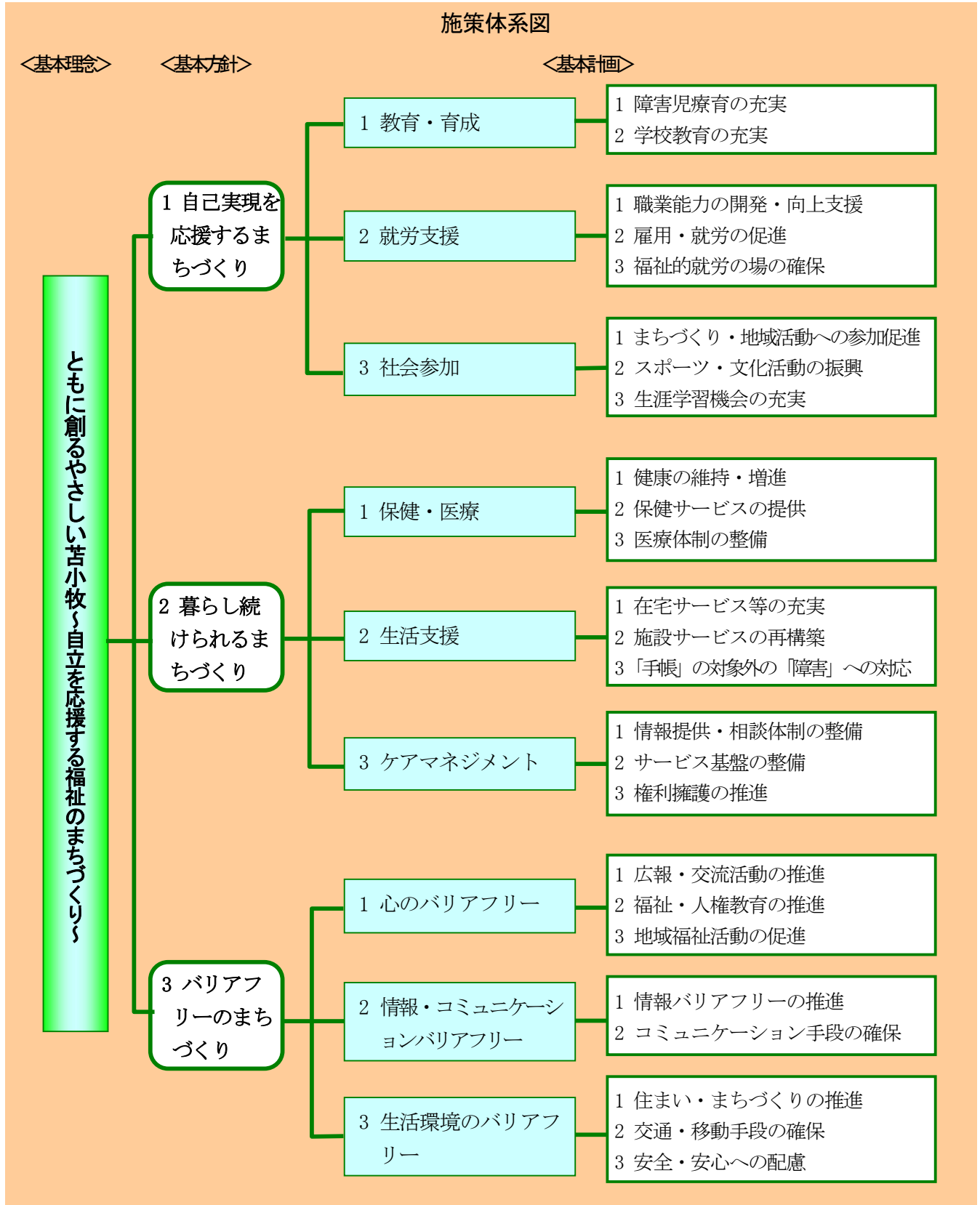
ただし、国や北海道の施策の動向など、社会情勢の変化に即し、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象者

この計画が対象とする障害者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、「てんかん及び難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障のある人」、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の障害のある人」を基本とします。

施策の体系

基本計画の施策の体系は次のとおりです。



基本計画



1 自己実現を応援するまちづくり

1-1 教育・育成

●基本的な考え方●

障害のある子どもの発達を支援するために、早期発見から早期療育、就学への円滑な移行、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学校教育の推進など、地域で一貫して取り組む体制を充実します。

●主要施策●

1 障害児療育の充実

(1) 早期発見

- ① 早期からの相談を充実させるために新生児訪問の対象を拡大します。
- ② 保健所・医療機関との養育支援体制を充実させ、妊娠、出産時から養育支援の必要な家庭を支援します。
- ③ 疾病や発育、発達の遅れを早期に発見・支援するために乳幼児健診等を充実するとともに、胆道閉鎖症スクリーニング検査を実施します。
- ④ 経過観察が必要な乳幼児の継続的な相談や訪問を実施し、必要に応じ早期療育への移行を図ります。
- ⑤ 軽度発達障害児の早期発見のために、3歳児健診以降の対応について検討していきます。

(2) 早期療育

- ① すべての認可保育園で集団生活が可能障害児の受入体制を整備します。
- ② 軽度発達障害児の早期発見・早期対応を図るため、児童デイサービス「おおぞら園」、保育園、幼稚園のネットワークを構築します。
- ③ 児童デイサービス「おおぞら園」の療育内容を充実します。
- ④ 「苫小牧市子ども発達支援体制整備会議」の充実に努めるとともに、特別支援教育との連携の強化を図ります。
- ⑤ 重度肢体不自由児に対する療育支援について、関係機関との連携を図りながら、検討していきます。

2 学校教育の充実

(1) 相談・支援体制の整備

- ① 学校等における就学相談や就学指導等の取り組みに対する支援を充実します。
- ② 北海道立特殊教育センター、特別支援学校（養護学校）等との連携を図りながら適切な就学指導に努めます。
- ③ 保健・医療・福祉等の関係部局と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう相談体制の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

- ① 発達の遅れや障害があるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために、おおぞら園、保育園、幼稚園との連携強化により教育の連続性の確保を図るなど、支援の充実に努めます。
- ② 教員の指導面での専門的な知識や技能の向上を図るため、積極的・継続的に研修機会の充実に努めます。
- ③ 児童相談所、北海道立特殊教育センター、特別支援学校（養護学校）等との連携を図るなど、特別支援教育の充実に努めます。

(3) 一人ひとりのニーズに対応した教育環境の整備充実

特別支援学級を未設置校に計画的に設置するとともに、特別支援学校（養護学校及び高等養護学校）の苫小牧市への設置について、北海道へ要請していきます。

1-2 就労支援

●基本的な考え方●

働くことは、生きがいを持って自立した生活を送る上で重要です。障害のある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、それぞれの希望と身体の状況に応じて、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

●主要施策●

1 職業能力の開発・向上支援

(1) 職業相談・指導

公共職業安定所（ハローワーク）や北海道障害者職業センター等との連携を図り、きめ細かな職業相談・指導、求職情報の提供などの充実に努めます。

(2) 職業能力の開発支援

苫小牧市職業訓練センター等の利用によりIT（情報通信技術）など、就労に役立つ資格取得を促進し、障害のある人の職域を拡大するとともに、在宅就労など多様な就労形態による雇用の可能性を広げます。

2 雇用・就労の促進

(1) 障害者雇用の啓発

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の周知に努めます。
- ② 障害者法定雇用率（1.8%）の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障害のある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。
- ③ 市職員の障害者雇用にあたっては、能力や適性に応じた雇用の確保に努めます。

(2) 一般就労への移行支援

- ① 一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探し、短時間勤務など身体の状況に応じた就労形態の調整など、就労に必要な支援体制を整備します。
- ② 市内企業の障害者雇用に関する取り組みについて、苫小牧心身障害者職親会等の協力を得ながら意向調査の実施を検討します。

(3) 職場への定着支援

事業主や従業員が障害のある人への理解を深めるとともに、職場環境の整備、労働条件の充実等により職場への定着が図られるよう支援に努めます。

3 福祉的就労の場の確保

(1) 福祉的な就労継続の支援

一般企業での就労が困難な人等に対し、授産施設や「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）事業」などの利用促進を図り、福祉的就労機会の提供や生産活動に必要な知識及び能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

(2) 授産製品の販売支援

授産施設などで作られる製品の販売を促進するために、市の広報紙やホームページなどを通じて紹介するなど周知に努めます。

1-3 社会参加

●基本的な考え方●

障害のある人が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現を可能にするために、まちづくり・地域活動への参加促進、スポーツ・文化活動の振興、生涯学習機会の充実を図ります。

●主要施策●

1 まちづくり・地域活動への参加促進

(1) まちづくり・地域活動への障害者の参加

- ① 障害のある人自身が意見等を述べる機会を確保し、その意見の尊重に努めます。
- ② 地域の住民活動や様々な行事の開催にあたっては、障害のある人が参加しやすいよう、主催者に対して配慮すべき事項の周知に努めます。

(2) 障害者の主体的活動の奨励

障害者団体の活動への支援を通して、その活動の促進を図ります。

2 スポーツ・文化活動の振興

(1) 障害者スポーツの振興

- ① 障害者スポーツの普及講習会の開催、体育館やスケートセンターなど施設・設備の提供や利用料の減免など、各種障害者スポーツサークルの活動を支援します。
- ② 障害者スポーツ大会への競技参加者の引率、障害者スポーツ大会開催に対応できる施設及び設備の整備など、各種障害者スポーツ大会への参加と大会開催を支援します。

(2) 文化活動の振興

- ① 障害者文化サークルの支援と展示会の開催、障害者文化教室（パソコン教室、その他）の開催など、文化活動を支援します。
- ② 音訳図書をカセットテープからCDへ移行するなど、障害のある人の文化活動の環境を充実します。

3 生涯学習機会の充実

(1) 学習機会の充実

インターネットを利用した知識・情報の収集、通信教育の受講などを可能にするために、障害のある人のIT（情報通信技術）学習を支援するとともに、ITの普及・促進に努めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

- ① 障害のある人の地域社会における学びの場を拡大するため、学習方法や場所などの相談に応じます。
- ② 市の広報紙、ホームページなど、多様な媒体を通じて、生涯学習についての情報提供を行います。

(3) ボランティアなどのサポーターの養成

多様な学習ニーズに対応するため、障害者パソコンボランティアなど、地域における生涯学習を支援するサポーターの養成・確保に努めます。

2 暮らし続けられるまちづくり

2-1 保健・医療

●基本的な考え方●

障害の軽減に努め、重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るため、障害のある人の健康の維持増進を支援するとともに、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実します。

●主要施策●

1 健康の維持増進

(1) 体力の維持・増進

地域の連携と親睦を図るとともに、日常生活の健康度を高め、体力の向上を促進する「軽スポーツ教室」の普及に努め、障害のある人の参加を促進します。

(2) 介護予防

65歳以上の人を対象に、要介護状態になることを予防する介護予防事業を実施します。

2 保健サービスの提供

(1) 保健サービスの充実

- ① 保健所との連携の下に、在宅障害者保健サービスの充実を図ります。
- ② 保健所と連携しながら、うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制とともに、精神疾患が関係した自殺予防対策を充実します。

(2) 生活習慣病の予防

- ① 糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備群を減少させるため、保健指導対象者などへの支援の充実を図ります。
- ② 「健康カレンダー」「広報とまこまい」「市民健康教室」などを通じて、生活習慣病の予防や健康増進のための知識・情報をわかりやすく提供します。

3 医療体制の整備

(1) 医療サービスの体制整備

保健所と連携しながら障害特性に応じ、障害のある人が適切な治療を受けられるよう医療サービスの体制整備を進めます。

(2) 特定疾患患者（難病患者）への対応

保健所と連携しながら保健師の訪問指導・相談を充実します。

(3) リハビリテーション医療体制の整備

保健所と連携しながら患者の症状に応じ、早期に適切な医療や医学的リハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとともに、障害を軽減し、自立を促進するリハビリテーションの充実に努めます。

(4) 精神障害者への相談支援体制の充実

精神障害のある人や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

(5) 医療給付等の充実

- ① 身体障害を除去・軽減するために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。
- ② 精神障害者の人権に配慮した適切な自立支援医療（精神通院医療）が提供されるよう努めます。

2-2 生活支援

●基本的な考え方●

利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応した、サービスの量的・質的な充実に努め、障害のある人の地域生活を支える体制の確立を図ります。

●主要施策●

1 在宅サービス等の充実

(1) 在宅福祉サービスの提供

介護が必要な障害のある人が、個々のニーズや障害の特性などに応じて、居宅介護、短期入所等必要なサービスを利用しながら、地域で生活できるよう、障害福祉サービス提供基盤の整備に努めます。

(2) 生活の場の確保

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で生活を続けたり、施設等から円滑に地域移行できるように、グループホームやケアホームなどの住まいの整備を促進します。
- ② 障害のある人が居住可能な民間賃貸住宅の確保や、公営住宅への単身入居等が可能となるよう居住サポート支援を活用した地域の居住支援体制の整備に努めます。

(3) 地域生活支援事業の実施

- ① 障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、コミュニケーションや移動を円滑にするための支援を行います。
- ② 地域生活支援事業の実施にあたっては、市が主体となり障害のある人のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

(4) 客観的で公平な障害程度区分の認定

客観的で公平な障害程度区分の認定を行うために、審査会に保健・医療・福祉の各分野で豊富な知識や経験がある人を委員に任命し、多面的な視点による審査・判定を実施します。

2 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支援する施設サービスの充実

- ① 入所施設の円滑な新体系への移行を進めるため、適切な指導、助言に努め、地域支援の担い手として機能転換を図ります。
- ② 障害のある人が個々のニーズや障害の特性、ライフステージなどに応じて、必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう施設機能の充実に努めるとともに、本人の意向を尊重しながら、入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- ③ 障害のある人が、身近なところでサービスを利用できるよう、障害種別を越えた授産施設の相互利用を促進します。
- ④ 入所施設において、利用者の地域での生活を念頭に置いた支援を促進します。

(2) 地域に開いた施設づくり

- ① 施設の有する設備や専門機能等の地域への開放を促進します。
- ② 施設に来所する住民の受け入れ拡大、施設や地域で行われる各種行事への相互参加等により、地域と利用者、地域と施設との交流を促進します。

3 「手帳」の対象外の「障害」への対応

(1) 発達障害者支援の検討・実施

乳幼児期から成人期までの地域における一貫した発達障害者支援のあり方を検討し、早期実施に努めます。

(2) 難病患者支援の充実

ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの実施を検討します。

(3) 高次脳機能障害者支援の充実

北海道が実施する高次脳機能障害者支援事業の利用の促進に努めるとともに、保健所と連携しながら高次脳機能障害に対する市民の理解を深める取り組みを進めます。

2-3 ケアマネジメント

●基本的な考え方●

障害のある人の個々のニーズや障害の特性、社会資源などに応じ、相談対応やサービス調整、権利擁護などの利用者の支援を行うケアマネジメント機能を整備します。

●主要施策●

1 情報提供・相談体制の整備

(1) サービス情報提供体制の充実

市の広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じて、サービス情報を提供します。

(2) 相談窓口の整備・充実

- ① 障害のある人からの様々な相談に適切に対応します。また、障害のある人の持つ問題を解決するため、コーディネート機能を持った総合的な相談窓口について検討します。
- ② 相談先に出向くことが困難な障害者に対して、常に対応可能な相談支援体制の整備を検討します。

(3) 身近な相談支援体制の充実

民生委員、児童委員、身体障害者相談員などに対して、障害の特性に応じた適切な情報提供を行うことにより、地域での身近な相談体制の充実に努めます。

(4) 地域自立支援協議会の設置

地域における相談支援の適切な実施のため、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、教育・雇用関係機関、障害者団体による地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応等を協議します。

2 サービス基盤の整備

(1) サービス提供基盤の整備

- ① 施設や事業所の新体系への移行を促進するため、適切な情報提供に努めます。
- ② 地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備するため、市内事業所の協力やNPO等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用します。

3 権利擁護の推進

(1) 権利擁護施策の推進

- ① 地域において障害のある人が安全で安心して生活ができるよう、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知を図ります。
- ② 北海道地域福祉生活支援センターが行う、福祉サービス利用援助の普及・活用を図ります。

3 バリアフリーのまちづくり

3-1 心のバリアフリー

●基本的な考え方●

障害の有無にかかわらず、お互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの考え方について普及啓発を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進、地域が一体となった地域福祉活動を促進するなど、心のバリアフリーを進めます。

●主要施策●

1 広報・交流活動の推進

(1) 市民に対する広報活動

- ① 障害のある人を取り巻く状況や障害者施策の基本的な考え方等について、市の広報紙、ホームページ等を通じて広報活動を進めます。また、障害者団体等が主催する研修会や講演会などへ市民の参加を促します。
- ② 障害や障害のある人に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発、指導に努めます。

(2) 障害者との交流機会の拡大

- ① 「障害者の日」など各種行事を通じた交流や地域での交流機会の拡大に努めます。
- ② 広く市民を対象としたイベント等に、障害のある人も気軽に参加できるよう配慮し、その環境整備に努めます。
- ③ 施設が主催するイベントへ地域住民の参加を働きかけ、地域住民と利用者、地域と施設の交流を促進します。

2 福祉・人権教育の推進

(1) 福祉・人権教育の推進

- ① 保育や教育の場において、障害のある人に関する教育や交流機会の拡大に努めます。
- ② 福祉講座や講演会等を通じ、市民や障害児を持つ親に対して、障害や障害のある人についての理解と認識を深めてまいります。
- ③ 「北海道人権施策推進基本方針」に基づき、福祉関係者等へ、障害のある人の自己決定の尊重や障害についての正しい理解の普及など、人権意識の醸成・高揚を図ります。

(2) 福祉体験学習の推進

学校・地域などで行われる車いす体験、視覚障害者体験などを通じて、障害や障害のある人の理解につながる体験学習機会の充実を図ります。

3 地域福祉活動の促進

(1) ボランティア活動の促進

- ① 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを拠点に、地域住民や団体、企業などのボランティア活動の推進と新たなボランティア養成のため、各種講座や研修事業を企画するとともに、相談助言体制と広報啓発事業の充実を図ります。
- ② ボランティア登録の充実と地域のボランティアニーズの把握に努め、相談助言体制によるコーディネートを進めます。

(2) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会の実施する社会福祉事業の充実を図るとともに、広報活動や啓発事業を通じて地域福祉活動の推進に努めます。

(3) NPO等活動の促進

NPOなどの市民活動を促進するため、市民活動に関する情報提供や相談に対応します。

(4) 福祉関係団体・組織のネットワークづくり

社会福祉協議会を中心として、福祉関係団体及び地域住民をつなぐネットワークづくりを進めます。

(5) 福祉機器リサイクルのネットワーク化

北海道で実施している福祉機器リサイクルのネットワーク事業の周知に努めます。

3-2 情報・コミュニケーションバリアフリー

●基本的な考え方●

障害のある人の自立と社会参加のために、障害の特性に対応した多様な手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・コミュニケーション手段の確保を支援します。

●主要施策●

1 情報バリアフリーの推進

(1) 障害特性に配慮した情報サービスの充実

- ① 公共的施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等による分かりやすい表記など、障害特性に配慮した情報提供に努めます。
- ② 障害のある人に関わる会議はもとより、成人式など多くの市民が参加する会議には、手話通訳者・要約筆者などの配置を働きかけます。
- ③ 一人暮らしの障害者や高齢者等に、急病や事故などの突発的な事態が発生した場合に対応する緊急通報システムを引き続き実施してまいります。
- ④ 市のホームページを障害の特性に配慮しながら作成・更新します。

(2) IT講習の実施

障害のある人を対象に、通信情報技能取得に向けたIT講習を実施します。

2 コミュニケーション手段の確保

(1) 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援

本庁舎に専任の手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者派遣事業を実施するなど、引き続き聴覚・言語障害者へのコミュニケーション手段の確保、充実を図ります。

(2) 視覚障害者に対するコミュニケーション支援

視覚障害者に対しては、点字図書音声テープ、CDなどその希望に応じた情報提供に努めます。

(3) 要約筆記者の派遣

聴力障害がある人のコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

(4) 人材の育成

手話講習会の開催などにより、手話通訳者を育成してまいります。視覚障害者については、点訳者、朗読者など関係するボランティア団体と連携を図り、人材の確保に努めます。

3-3 生活環境のバリアフリー

●基本的な考え方●

障害のある人もない人も、すべての人が安全に生活できるよう、住まいから公共的施設、交通・移動手段まで連続し、冬でも安心なバリアフリー環境の整備を推進します。

●主要施策●

1 住まい・まちづくりの推進

(1) 住宅の整備

- ① 市営住宅建替の際に、手すりやエレベーターの設置など、バリアフリーに配慮した住環境の形成を図るとともに、車いす利用者に対応した専用住宅及び専用駐車場を整備します。
- ② 障害のある人が住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、安心して相談できる窓口の設置を検討します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

- ① 障害のある人をはじめ、広く市民、施設設置者などに「苫小牧市福祉のまちづくり条例」「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」等の周知を図ります。
- ② 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、多様な障害のある人が利用しやすいよう多目的トイレの設置に努めます。
- ③ 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付施設を増やしていきます。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害のある人もない人も、共に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

2 交通・移動手段の確保

(1) 交通機関等の整備促進

- ① 箱形・上屋型バス待合所、ベンチを設置するなど利用しやすいバス停留所、待合所を整備します。
- ② 鉄道駅舎等の建築物について、「苫小牧市福祉のまちづくり条例」に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけます。
- ③ 公共交通機関を利用することが困難な重度の障害がある人の移動手段の確保に努めます。

(2) 歩行空間のバリアフリー化の推進

- ① 視覚障害者用音響式信号機の設置に努めます。
- ② 広幅員の歩道については、点字ブロックの設置や段差解消に努めるとともに、定期的に点検を行います。
- ③ 除排雪の充実に努めます。また、視覚障害者や車いす使用の障害者などの移動の妨げとなる放置自転車の撤去や駐輪場を利用する際のルール of 徹底など、市民に対する啓発・指導に努めます。
- ④ 障害のある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう理解の拡大を促進します。

3 安全・安心への配慮

(1) 防災対策の体制整備

- ① 地震や台風などの災害発生時や樽前山の噴火に備えて、支援が必要な高齢者や身体障害者の状況を日常的に把握しておくための「災害時要援護者台帳」を作成します。
- ② 高齢者、障害者等に対応した防災の知識や災害時の備えのあり方などについて、「災害時要援護者対応防災マニュアル（仮称）」を作成します。

(2) 防犯対策の体制整備

障害のため判断能力が不十分な人が、消費者被害や犯罪に遭わないよう相談指導体制を強化するとともに、犯罪等を未然に防止するため、関係機関との情報交換や連携を図ります。

計画の推進

計画の推進

この計画の推進にあたっては、すべての市民が障害と障害のある人に対する理解を深めるとともに、行政はもとより、障害のある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携、協力して施策を展開することを基本とします。

また、障害者団体、サービス事業者、ボランティアグループなど、関係機関・団体と協働して、計画の推進を図ります。

特に、障害者施策の推進にあたっては、障害のある人の意見の反映やニーズに配慮しながら進めます。

庁内推進体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など、幅広い分野にまたがっているため、庁内関係部局が連携して施策の推進に取り組むことが必要です。

この計画を着実に推進するため、「苫小牧市まちづくり推進会議福祉部会」において、年度ごとに計画進捗状況の把握、点検を行い、市役所が一体となって施策の推進に取り組みます。

計画の進行管理

障害者団体、サービス事業者、市民、関係機関・団体等の代表等で構成する「苫小牧市地域自立支援協議会」に、年度ごとに計画の進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めます。

用語解説

サ行

●障害者基本法

身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的としている。

●障害者の日

12月9日は、国連で「障害者の権利宣言」が採択された日。国際障害者年を記念して、昭和56年に、障害者問題に対する理解と認識を深めるために定められた。

●障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念ののっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設。新たな利用手続き、在宅福祉サービスに係る国等の負担に関する事項、福祉サービスの利用者負担の見直しに関する事項等は平成18年4月1日施行。新たな施設・事業体系への移行に関する事項等は平成18年10月1日施行。

タ行

●特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

●苦小牧市福祉のまちづくり推進計画

平成17年3月策定。平成14年に制定した「苦小牧市福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためのもので、「苦小牧市福祉のまちづくり推進会議」の意見やアンケート調査を参考に策定。条例の趣旨

に基づき、市、事業者及び市民が取り組む具体的な事項や公共施設の整備に加え、意識づくりやコミュニケーションなどソフト面の事項についても盛り込んでいる。

●苦小牧市福祉のまちづくり条例

平成14年3月制定。高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物等の構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加できる環境を作り上げる必要がある。高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時に全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識のもと、福祉のまちづくりを推進するために制定した。

ナ行

●ノーマライゼーション

あらゆる障害者にノーマルな（普通の）生活を保障することをいう。つまり障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめる概念である。

ハ行

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

ヤ行

●ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく、まちづくりやものづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

苫小牧市障害者計画
概要版



平成 19 年 3 月

発行：苫小牧市保健福祉部社会福祉課
〒 053-8722 苫小牧市旭町 4-5-6
TEL 0144-32-6111（代表）
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

※この冊子は再生紙を使用しています。

